



ラオス人民民主共和国  
平和、独立、民主主義、統一、繁栄

首相  
第03号／首相

ビエンチャン首都、2019年1月10日

首相令

ラオスのネガティブリスト事業リスト及びコンセッション事業リストの承認に関する  
首相令

- 2016年11月8日付け政府に関する法律第04号／国民議会；
- 2016年11月17日付け投資奨励法第14号／国民議会；
- 2018年11月29日付け計画・投資省の要請書第2994号／計画投資省4に基づき、

首相が本首相令を發布する：

第1条

本首相令に添付する「添付資料 A」に記載されるラオスのネガティブリスト事業リスト及びコンセッション事業リストを承認する。\*

---

\* 法的効力を有するのはラオス語の法令自体であり、参考和訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。本資料の利用に伴って発生した問題については、一切の責任を負いかねますので、法律上の問題に関してはラオス語の法令を参照ください。

## 第2条

ネガティブリスト事業リストとは、国家の安定性、社会秩序、国家の美しい慣習及び環境、社会及び自然へ影響を与えるビジネス業種の目録である。経済と社会の開発バランスを保証するために、ネガティブリスト事業における投資を行う際には、関係当局による審査及び提言を受ける必要があり、その後、投資奨励管理委員会が管轄レベルに応じて投資認可を行う。

コンセッション投資事業リストとは、投資家が政府からコンセッション許可を受けた事業である。例えば土地コンセッション、SEZ・輸出加工工業区の開発、鉱山採掘、エネルギー原の開発、フライトの就航及び通信事業のコンセッションなどがある。

## 第3条

政府は、ラオスの全国範囲において、ネガティブリスト事業及びコンセッション事業リストに含まれる事業及びそれ以外の事業の投資を促進している。但し、国家の安定性及び治安、現在及び長い将来の環境、国民の健康及び国家の美しい慣習へ影響を与える事業そして禁止事業リストに含まれるものを除く。

ネガティブリスト事業の投資申請手続きは次のとおりである：「添付資料 A」に記載されている管理レベルに従って中央又は県レベルの投資ワンストップサービス室へと投資申請を提出する。投資ワンストップサービス室は管理レベルにおける中央又は県レベルの関係機関と協力して検討を行い、投資ワンストップサービス室がフルセットの申請書類を受理してから政府営業日の **25** 日以内に投資奨励管理委員会に許可の検討を行ってもらうように提出する。投資許可証を取得した後、その個人又は法人事業者は合法的に投資活動を行うことができる。法律又は関係セクターの規則により、事業活動の開始前に特別許可証が必要と定めている事業については、企業はその法令に従って当該特別許可証を申請しなければならない。

ラオスの企業法に基づいて企業登録された国内及び外国の個人又は法人事業者が、ネガティブリスト事業において新規事業の投資したい又は事業活動許可を申請したい若しくは事業の追加を申請したい場合、上記の規定に従って投資ワンストップサービス室に直接申請しなければならない。

**コンセッション事業の投資について**：ラオスのコンセッション事業に投資を希望する国内及び外国の個人又は法人事業者は、中央又は県レベルの投資ワンストップサービス室へと提出する。投資ワンストップサービス室がフルセットの申請書類を受理してから政府営業日の **65** 日以内に、（本首相令の「添付資料 A」に記載する）管理レベルに該当した投資奨励管理委員会に許可検討を行うように提出する。

## 第4条

関係機関に自らのセクターにおける投資許可申請に必要な書類及び検討手続きに関する規則を、詳細、明確、簡潔に改訂する又は作成する上、投資ワンストップサービス室に送付し、投資家に通知してもらう。

## 第5条

関係機関は、各時期の政策に適合させるために必要に応じて、ネガティブリスト事業リスト及びコンセッション事業リストにある自らが管轄する事業種のリストを改訂、追加又は削減するよう、中央の投資奨励管理委員会を通じて、政府に検討するよう、提案することができる。

## 第6条

計画投資省は本首相令の実施、普及活動、案内、監督、監査及び促進において中心的な役割を担う。

## 第7条

各省庁、その同格の政府機関、地方行政機関は本首相令を厳格に実施する。

## 第8条

本首相令は署名した後、効力が発効する。本首相令と矛盾する旧首相令、合意及び規則は本首相令の効力によって抹消される。

トンルン・シースリット

添付資料 A：ラオスのネガティブリスト事業リスト及びコンセッション事業リスト  
 目録 01：ネガティブリスト事業リスト

順番 ①	コード ISIC ②	事業種類 ③	投資条件 ④	管理レベル		関係法律 ⑦	担当機関 ⑧
				中央 ⑤	県 ⑥		
農林業 (01-03)							
1	011	一年生植物	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間の土地を 10ha 以上使用すること。</li> <li>関係機関の規則に従って実施すること。</li> </ul>		✓	<ul style="list-style-type: none"> <li>1998 年 10 月 10 日付農業法 (No. 01/98/NA)</li> <li>2003 年 10 月 21 日付土地法 (No. 04/NA)</li> <li>2012 年 12 月 18 日付環境保全法 (No. 29/NA)</li> <li>その他関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林省</li> <li>その他関係機関</li> </ul>
2	012	多年生植物	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間の土地を 10ha 以上使用すること。</li> <li>関係機関の規則に従って実施すること。</li> </ul>		✓	<ul style="list-style-type: none"> <li>1998 年 10 月 10 日付農業法 (No. 01/98/NA)</li> <li>2003 年 10 月 21 日付土地法 (No. 04/NA)</li> <li>2012 年 12 月 18 日付環境保全法 (No. 29/NA)</li> <li>その他関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林省</li> <li>その他関係機関</li> </ul>
3	0162	畜産支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地、資本、事務所、建設物、道具、器具、車両など適度に保有すること。</li> <li>専門学校レベル以上のレベルの畜産もしくは実務経験を備えた証明書を有する獣医の知識を保有する技術者を有すること。獣医事業では獣医連盟からの職業証明書を有すること。</li> <li>関係機関や地方政府からの合意を得ること。</li> <li>畜産獣医事業を管轄する機関が定めるその他の必要な条件を満たすこと。</li> </ul>		✓	<ul style="list-style-type: none"> <li>2016 年 11 月 11 日付畜産獣医法 (No. 01/98/NA)</li> <li>2003 年 10 月 21 日付土地法 (No. 04/NA)</li> <li>2012 年 12 月 18 日付環境保全法 (No. 29/NA)</li> <li>その他関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林省</li> <li>その他関係機関</li> </ul>
4	0210	植林及び植林事業 (この ISIC では工業植林 (天然ゴムを除く) 及び植林に関連する事業のみカバーする。例えばエコツーリズム、荒廃林の回復、植物園、水生・野生動物・絶滅危惧種の保全、カーボンクレジット事業)	関係機関の規則に従って実施すること。		✓	<ul style="list-style-type: none"> <li>2007 年 12 月 24 日付森林法 (No. 06/NA)</li> <li>2007 年 12 月 24 日付水生陸生動物法 (No. 07/NA)</li> <li>2003 年 10 月 21 日付土地法 (No. 04/NA)</li> <li>2012 年 12 月 18 日付環境保全法 (No. 29/NA)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林省</li> <li>その他関係機関</li> </ul>

【※日本アセアンセンター 参考和訳】

						<ul style="list-style-type: none"> <li>2016年9月9日付森林産物・木炭の管理輸出に関する告示 (No. 1355/PMO)</li> <li>2010年5月14日工業植林、森林産物投資の可能性調査に関する 森林局ガイドライン (No. 1643/DOF)</li> <li>その他関係法律及び規則</li> </ul>	
5	0230	商業のための森林産物の栽培と採集(住民が管理・利用する林地の区域)	関係機関の規則に従って実施すること。		✓	<ul style="list-style-type: none"> <li>2007年12月24日付森林法 (No. 06/NA)</li> <li>2003年10月21日付土地法 (No. 04/NA)</li> <li>2012年12月18日付環境保全法 (No. 29/NA)</li> <li>2016年9月9日付森林産物・木炭の管理輸出に関する告示 (No. 1355/PMO)</li> <li>2010年5月14日工業植林、森林産物投資の可能性調査に関する 森林局ガイドライン (No. 1643/DOF)</li> <li>その他関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林省</li> <li>その他関係機関</li> </ul>
鉱物採掘と加工(05-09)							
6	0810	鉱物の概査、探査事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内外の法人であること(会社資格を有すること)</li> <li>1法人は200km<sup>2</sup>以内で1か所の概査が可能。</li> </ul>		✓	<ul style="list-style-type: none"> <li>2017年11月3日付鉱物法 (No. 31/NA)</li> <li>2012年12月18日付環境保全法 (No. 29/NA)</li> <li>関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー鉱山省</li> <li>その他関係機関</li> </ul>
7	0990	鉱物支援サービス事業 (この ISIC では鉱物のコンサルタントサービス、鉱物の探査・概査、加工、鉱物分析事業のみカバーする)	関係機関の規則に従って実施すること。		✓	<ul style="list-style-type: none"> <li>2017年11月3日付鉱物法 (No. 31/NA)</li> <li>その他関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー鉱山省</li> <li>その他関係機関</li> </ul>
加工工業(10-33)							
8	1920	自己精製した石油製品の生産	関係機関の規則に従って実施すること。		✓	<ul style="list-style-type: none"> <li>2013年12月27日付加工工業法 (No. 48/NA)</li> <li>関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商工省</li> <li>エネルギー鉱山省</li> <li>その他関係機関</li> </ul>
9	2029	分類されていない化学製品の生産(この ISIC では非放射性レアアースの分離・精製事業のみカバーする)	関係機関の規則に従って実施すること。		✓	<ul style="list-style-type: none"> <li>2016年11月10日付化学品管理法 (No. 07/NA)</li> <li>2013年12月27日付加工工業法 (No. 48/NA)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー鉱山省</li> <li>その他関係機関</li> </ul>

【※日本アセアンセンター 参考和訳】

						<ul style="list-style-type: none"> <li>2012年12月18日付環境保全法 (No. 29/NA)</li> <li>関係法律及び規則</li> </ul>	
10	2100	医薬品、薬品原料、生薬製品の生産	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録資本金10億キープ以上</li> <li>外資は49%を超えてはならない</li> </ul>	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2011年12月21日付薬品・医療品法 (No. 07/NA)</li> <li>2013年12月27日付加工工業法 (No. 48/NA)</li> <li>2012年12月18日付環境保全法 (No. 29/NA)</li> <li>2013年3月20日付医療器具管理に関する告示 (No. 310/MPH)</li> <li>その他関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健省</li> <li>その他関係機関</li> </ul>
		動物用新薬の生産	関係機関の規則に従って実施すること。	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2016年11月11日付畜産獣医法 (No. 08/NA)</li> <li>2011年12月21日付薬品・医療品法 (No. 07/NA)</li> <li>2013年12月27日付加工工業法 (No. 48/NA)</li> <li>2012年12月18日付環境保全法 (No. 29/NA)</li> <li>その他関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林省</li> <li>その他関係機関</li> </ul>
11	2394	セメント、石膏、その他の上塗り剤の生産	関係機関の規則に従って実施すること。	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2017年11月3日付鉱物法 (No. 31/NA)</li> <li>2013年12月27日付加工工業法 (No. 48/NA)</li> <li>2012年12月18日付環境保全法 (No. 29/NA)</li> <li>その他関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー・鉱山省</li> <li>その他関係機関</li> </ul>
水道、排水、処理 (36-39)							
12	3812	危険な廃棄物の収集	関係機関の規則に従って実施すること。	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2012年12月18日付環境保全法 (No. 29/NA)</li> <li>2015年2月11日付汚染物管理に関するガイドライン (No. 0745/MNRE)</li> <li>2015年2月11日付毒性で危険な廃棄物管理に関するガイドライン (No. 0744/MNRE)</li> <li>関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共事業運輸省</li> <li>その他関係機関</li> </ul>
13	3822	危険な廃棄物の処理と処分	関係機関の規則に従って実施すること。	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2012年12月18日付環境保全法 (No. 29/NA)</li> <li>2015年2月11日付汚染物管理に関するガイドライン (No. 0745/MNRE)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商工省、</li> <li>エネルギー・鉱山省</li> <li>その他関係機関</li> </ul>

【※日本アセアンセンター 参考和訳】

						<ul style="list-style-type: none"> <li>2015年2月11日付毒性で危険な廃棄物管理に関するガイドライン(No. 0744/MNRE)</li> <li>その他関係法律及び規則</li> </ul>	
14	3830	資材のリサイクル(あらゆる種類の廃棄物の再生、例えば電子部品、家電、バッテリー、プラスチック、その他の廃棄物のリサイクル)	関係機関の規則に従って実施すること。	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>その他関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商工省、</li> <li>その他関係機関</li> </ul>
商品輸送と倉庫(49-53)							
15	5110	空路による乗客輸送	関係機関の規則に従って実施すること。	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2018年6月26日付民間航空法(No. 53/NA)</li> <li>2012年12月18日付環境保全法(No. 29/NA)</li> <li>その他関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共事業運輸省</li> <li>その他関係機関</li> </ul>
16	5120	空路による商品輸送	関係機関の規則に従って実施すること。	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2018年6月26日付民間航空法(No. 53/NA)</li> <li>2012年12月18日付環境保全法(No. 29/NA)</li> <li>その他関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共事業運輸省</li> <li>その他関係機関</li> </ul>
17	5320	郵便・クーリエサービス	関係機関の規則に従って実施すること。	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2016年8月29日付郵便サービス事業の許可に関する合意(No. 2555/MPTN)</li> <li>その他関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便通信ネットワーク省</li> <li>その他関係機関</li> </ul>
			A) 国際郵便・クーリエサービス				
B) 国内郵便・クーリエサービス							
18	—	航空会社の設立	関係機関の規則に従って実施すること。	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2018年6月26日付民間航空法(No. 53/NA)</li> <li>その他関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共事業運輸省</li> <li>その他関係機関</li> </ul>
ホテル、レストラン業(55-56)							
19	5510	4星以上のホテル、リゾート事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内外の金融機関からの証明のある財務能力があること。</li> <li>登録資本金が総資本金の30%以上あること。</li> </ul>	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2013年7月24日付観光法(No. 32/NA)</li> <li>その他関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報文化観光省</li> <li>その他関係機関</li> </ul>
情報。通信(58-63)							
20	5811	印刷出版所の設立	<ul style="list-style-type: none"> <li>編集長はラオス国籍であること。</li> <li>関係機関の規則に従って実施すること。</li> </ul>	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2008年12月9日付印刷出版法(No. 225/NA)</li> <li>その他関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報文化観光省</li> <li>その他関係機関</li> </ul>

【※日本アセアンセンター 参考和訳】

21	5 8 1 3	メディアの設立、例えばラジオ局、テレビ局、新聞、雑誌	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内投資家のみ許可される。</li> <li>関係機関の規則に従って実施すること。</li> </ul>	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2016年11月4日付メディア法 (No. 01/NA)</li> <li>その他関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報文化観光省</li> <li>その他関係機関</li> </ul>
金融保険 (6 4—6 6)							
22	6 4 1 9	金融・銀行サービス (このISICでは以下の場合のみカバーする。 A) 商業銀行の設立	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録資本金は3000億キープ以上であること、</li> <li>商業銀行の設立を希望する個人、法人では1つ以上の商業銀行が全株式の50%以上を保有すること。個人では一人当たり10%の株式を超えないこと。</li> </ul>	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2006年12月26日付商業銀行法 (No. 03/NA)</li> <li>2016年1月15日付商業銀行と支店の設立に関する合意 (No. 42/BOL)</li> <li>その他関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央銀行</li> <li>その他関係機関</li> </ul>
		B) 外国の商業銀行の支店の設立	<ul style="list-style-type: none"> <li>資本金は1000億キープ以上であること。</li> <li>関係機関の規則に従って実施すること。</li> </ul>	✓			
23	6 6 1 1 1	株式市場の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務状況がよく、株式市場における経験がある法人もしくは組織であること。</li> <li>証券市場管理委員会の定める資本金を有すること。</li> <li>3年間の事業計画を有し、証券市場の組織構成を持つこと。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>2012年12月10日付証券法 (No. 21/NA)</li> <li>その他関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央銀行</li> <li>その他関係機関</li> </ul>
24	6 5 1	保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録資本金は160億キープ以上あること。</li> <li>登録資本金の1/3をラオスの商業銀行に担保として入金する必要がある。</li> <li>関係機関の規則に従って実施すること。</li> </ul>	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2011年12月21日付保険法 (No. 06/NA)</li> <li>2014年2月19日付保険法実施ガイドライン (No. 539/MOF)</li> <li>2016年3月21日付保険事業許可証発行に関するガイドライン (No. 770/MOF)</li> <li>2018年9月27日付保険事業管理と遂行に関する合意 (No. 3058/MOF)</li> <li>2018年9月27日付保険会社とエージェントの情報報告に関する合意 (No. 3060/MOF)</li> <li>その他関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務省</li> <li>その他関係機関</li> </ul>
25	—	宝くじ支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>十分な資本を有し、宝くじ売買の事務所、機材を有すること。適切な車両や会計職員、ICT職員を有すること。</li> <li>60歳以下のラオス人、ラオス国籍者で自ら事業を遂行する能力を有すること。</li> <li>関係地方政府からの許可があること。</li> </ul>	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2013年12月26日付企業法 (No. 46/NA)</li> <li>2013年12月24日付労働法 (No. 43/NA)</li> <li>2015年12月15日付税法 (No. 70/NA)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務省</li> <li>その他関係機関</li> </ul>



			<ul style="list-style-type: none"> <li>• 次の書類を満たすこと。3か月以内の政府病院からの健康証明書、履歴書、住所証明書、保証書、No.3無犯罪証明書、卒業証書(高校以上)、マーケティング・財務会計・ビジネス分野の職業証書、FS、事業計画書、3か月以上の銀行口座、企業登録証(あれば)</li> <li>• 財務省・国営企業が定める条件や基準に従って実施すること。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2008年7月1日付宝くじ事業管理に関する合意(No.70/PM)</li> <li>• 2009年6月17日付宝くじ管理に関する命令(No.1332/MOF)</li> <li>• その他関係法律及び規則</li> </ul>	
職業訓練、科学技術(69-75)							
26	6910	司法分野の事業(このISICでは法律事務所のみカバーする)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 投資家又は株主が弁護士であること。</li> <li>• 登録資本金は1000万キープ以上</li> </ul>	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2016年11月9日付 弁護士法(No.06/NA)</li> <li>• 2007年9月18日付 法律コンサルタントの設立と活動に関する合意(No.178/MOJ)</li> <li>• その他関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 司法省</li> <li>• その他関係機関</li> </ul>
27	6910	会計、監査、税務コンサルタント (このISICでは以下の場合のみカバーする)  A)会計	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 会計専門家であること。</li> <li>• 会計・監査協会の会員であること。</li> <li>• 公務員ではないこと、企業のオーナー、株主、職員でないこと。</li> <li>• 金融、会計において詐欺やその他の罪で刑罰に処されていないこと。</li> <li>• 専門学校レベル以上の会計、金融の専門職員を3名以上有すること。</li> </ul>	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2013年12月26日付会計法(No.47/NA)</li> <li>• 2014年7月22日独立会計監査法(No.51/NA)</li> <li>• その他関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 財務省</li> <li>• その他関係機関</li> </ul>
		B)監査	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 会計専門家もしくは外国の会計監査企業であること。</li> <li>• 会計・監査協会の会員であること。</li> <li>• 公務員ではないこと、企業のオーナー、株主、職員でないこと。</li> <li>• 金融、会計において詐欺やその他の罪で刑罰に処されていないこと。</li> <li>• 専門学校レベル以上の会計、金融の専門職員を2名以上有すること。</li> <li>• 2名以上の株主の場合には全株の3/5以上を会計専門家・専門学校卒以上の理事、職員が保有すること。</li> </ul>	✓			
28	7120	動物の病気の分析や動物製品の生産	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 関係機関の規則に従って実施すること。</li> </ul>		✓	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2016年11月11日付畜産獣医法(No.01/98/NA)</li> <li>• 2012年12月18日付環境保全法(No.29/NA)</li> <li>• その他関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 農林省</li> <li>• その他関係機関</li> </ul>
29	—	動物検疫サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 土地、資本、事務所、建築物、道具、器具、車両が適切に有すること。</li> </ul>		✓	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2016年11月11日付畜産獣医法(No.01/98/NA)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 農林省</li> <li>• その他関係機関</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>畜産では専門学校以上のレベルの畜産の知識を有する専門職員や獣医を有し、実務経験の証明を有すること。獣医事業では、獣医協会からの証明を有する獣医もしくは獣看護師であること。</li> <li>関係機関や地方政府の合意があること。</li> <li>その他畜産獣医管理機関が定める必要条件を満たすこと。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>2012年12月18日付環境保全法 (No. 29/NA)</li> <li>その他関係法律及び規則</li> </ul>	
支援サービス、管理(77-82)							
30	7810	職業斡旋活動 (この ISIC では職業斡旋サービス事業のみカバーする)	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国の個人もしくは法人はラオス人との合併であること。</li> <li>国内への労働斡旋は登録資本金・回転資金は2億キープ以上とする。また保証金2000ドルとする。</li> <li>外国への労働斡旋は、登録資本金、回転資金は20億キープ以上とし、保証金は2万ドルとする。</li> <li>個人では25歳以上とする。</li> <li>何らかの事業建研を必要とし、労働セクターの専門家を有すること。</li> </ul>	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2013年12月24日付労働法 (No. 43/NA)</li> <li>2010年1月12日付労働斡旋サービス会社の設立と管理に関する合意 (No. 043/MLSW)</li> <li>その他関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働社会福祉省</li> <li>その他関係機関</li> </ul>
治安維持と監査(80)							
31	8010	警備会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関の規則に従って実施すること。</li> </ul>	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2013年12月19日付国家治安維持事業法 (No. 40/NA)</li> <li>その他関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>治安維持省</li> <li>その他関係機関</li> </ul>
教育(85)							
32	8510	就学前教育	関係機関の規則に従って実施する。 A) 外国投資の場合は中央に申請する。	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2015年7月16日付教育法 (No. 62/NA)</li> <li>2016年2月26日付就学前教育・小、中、高等教育の民間インターナショナル学校の管理に関する合意 (No. 1052/MES)</li> <li>その他関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育スポーツ省</li> <li>その他関係機関</li> </ul>
			B) 国内投資の場合は地方に申請する。		✓		
33	8521	小、中、高等教育	関係機関の規則に従って実施する。 A) 外国投資の場合は中央に申請する。	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2015年7月16日付教育法 (No. 62/NA)</li> <li>その他関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育スポーツ省</li> <li>その他関係機関</li> </ul>
			B) 国内投資の場合は地方に申請する。		✓		
34	8522	技術職業訓練教育 この ISIC は以下の場合のみカバーする。	関係機関の規則に従って実施すること。	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2013年12月24日付労働法 (No. 43/NA)</li> <li>関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働社会福祉省</li> <li>その他関係機関</li> </ul>
		A) 技術訓練センター B) 職業訓練、職業トレーニング	関係機関の規則に従って実施すること。 A) 外国投資の場合は中央に申請する。 B) 国内投資の場合は地方に申請する。	✓			

						<ul style="list-style-type: none"> <li>2013年12月23日付職業訓練法 (No. 42/NA)</li> <li>関係法律及び規則</li> </ul>	
35	8530	高等教育	関係機関の規則に従って実施すること。	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2015年7月16日付教育法 (No. 62/NA)</li> <li>2015年6月5日付高等教育に関する首相令 (No. 177/PM)</li> <li>関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育スポーツ省</li> <li>その他関係機関</li> </ul>
36	8541	スポーツ、エンターテインメント教育 このISICは以下の場合のみカバーする。 A) スポーツ運動	関係機関の規則に従って実施すること。	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2015年7月16日付教育法 (No. 62/NA)</li> <li>2012年7月6日付スポーツ運動法 (No. 15/NA)</li> <li>関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育スポーツ省</li> <li>その他関係機関</li> </ul>
			A) 外国投資の場合は中央に申請する。		✓		
		B) 国内投資の場合は地方に申請する。					
		B) スポーツ教育	関係機関の規則に従って実施すること。	✓			
			A) 外国投資の場合は中央に申請する。		✓		
		B) 国内投資の場合は地方に申請する。					
C) エンターテインメント教育	関係機関の規則に従って実施すること。	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2015年7月16日付教育法 (No. 62/NA)</li> <li>2017年5月4日付芸術演劇法 (No. 16/NA)</li> <li>2015年1月14日付芸術演劇に関する政府令 (No. 09/GOV)</li> <li>関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育スポーツ省</li> <li>情報文化観光省</li> <li>その他関係機関</li> </ul>		
	A) 外国投資の場合は中央に申請する。		✓				
B) 国内投資の場合は地方に申請する。							
37	8549	畜産・獣医職業訓練学校もしくは専門家養成センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地、資本、事務所、建築物、道具、器具、及び適切な車両を有すること。</li> <li>畜産では専門学校以上のレベルの畜産の知識を有する専門職員や獣医を有し、実務経験の証明を有すること。獣医事業では、獣医協会からの証明を有する獣医もしくは獣看護師であること。</li> <li>関係機関や地方政府の合意があること。</li> <li>その他畜産獣医管理機関が定める必要条件を満たすこと。</li> </ul>		✓	<ul style="list-style-type: none"> <li>2016年11月11日付畜産獣医法 (No. 01/98/NA)</li> <li>関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育スポーツ省</li> <li>農林省</li> <li>その他関係機関</li> </ul>
人の健康事業、社会事業(86-88)							
38	8610	民間病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>20億キープ以上の登録資本が必要</li> <li>関係機関が定めるその他の条件を満たすこと。</li> </ul>	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2014年12月24日付治療法 (No. 58/NA)</li> <li>2014年4月28日付民間病院に関する政府令 (No. 151/GOV)</li> <li>関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健省</li> <li>その他関係機関</li> </ul>

【※日本アセアンセンター 参考和訳】

39	8620	治療、歯科治療、及びその他の保健事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 専門病院であること。</li> <li>● 治療法及び関係機関が定めるその他の規則に従って実施すること。</li> </ul>	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2014年12月24日付治療法 (No. 58/NA)</li> <li>● 2014年4月28日付民間病院に関する政府令 (No. 151/GOV)</li> <li>● 関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保健省</li> <li>● その他関係機関</li> </ul>
芸術、エンターテインメント、リフレッシュ (90-93)							
40	9000	<p>発明、芸術、エンターテインメント活動 この ISIC では以下の場合のみ適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ディスコテック</li> <li>● ナイトクラブ</li> <li>● パブ</li> <li>● スナックバー</li> <li>● バー</li> <li>● カラオケ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国内外の金融機関からの財務・資金証明を有すること。</li> <li>● 最低登録資本金が全資本の 30%以上とすること。</li> <li>● 事業の調査、可能性調査を実施すること</li> </ul>		✓	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2013年7月24日付観光法 (No. 32/NA)</li> <li>● 2017年10月2日付エンターテインメントに関する政府令 (No. 315/GOV)</li> <li>● 関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報文化観光省</li> <li>● その他関係機関</li> </ul>
		動物を使った演劇 (サーカス)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地、資本、事務所、建築物、道具、器具及び適切な車両を有すること。</li> <li>● 畜産では専門学校以上のレベルの畜産の知識を有する専門職員や獣医を有し、実務経験の証明を有すること。獣医事業では、獣医協会からの証明を有する獣医もしくは獣看護師であること。</li> <li>● 関係機関や地方政府の合意があること。</li> <li>● その他畜産獣医管理機関が定める必要条件を満たすこと。</li> </ul>	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2016年11月11日付畜産獣医法 (No. 01/98/NA)</li> <li>● 関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農林省</li> <li>● その他関係機関</li> </ul>
41	9103	動物園、動物研究所、自然保護活動	関係機関の規則に従って実施すること。	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2016年11月11日付畜産獣医法 (No. 01/98/NA)</li> <li>● 2012年12月18日付環境保全法 (No. 29/NA)</li> <li>● 関係法律</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農林省</li> <li>● その他関係機関</li> </ul>
42	9200	宝くじ、賭博事業 A) あらゆる賭博ゲーム B) クイズ C) 賭博マシーン (Gambling machine)	関係機関の規則に従って実施すること。	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2013年10月22日付ラオスにおけるあらゆるゲームの許可と管理に関する情報 文化観光省大臣合意 (No. 664/MICT)</li> <li>● 関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報文化観光省</li> <li>● 財務省</li> <li>● その他関係機関</li> </ul>
43	9321	遊園地	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国内外の金融機関からの財務・資金証明を有すること。</li> <li>● 最低登録資本金が全資本の 30%以上とすること。</li> <li>● 事業の調査、可能性調査を実施すること。</li> </ul>	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2013年7月24日付観光法 (No. 32/NA)</li> <li>● 2012年12月18日付環境保全法 (No. 29/NA)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報文化観光省</li> <li>● その他関係機関</li> </ul>

【※日本アセアンセンター 参考和訳】

			A) 外国投資であれば、中央からの認可を得ること。			<ul style="list-style-type: none"> <li>• 関係法律及び規則</li> </ul>	
			B) 国内投資の場合は、地方に申請すること。		✓		
44	—	総合観光開発	関係機関の規則に従って実施すること。	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2013年7月24日付観光法 (No. 32/NA)</li> <li>• 2012年12月18日付環境保全法 (No. 29/NA)</li> <li>• 2003年10月21日付土地法 (No. 04/NA)</li> <li>• 関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 情報文化観光省</li> <li>• その他関係機関</li> </ul>
			A) 外国投資の場合は中央に申請する。 B) 国内投資の場合は、地方に申請する		✓		

目録02：コンセッション事業リスト

順番 ①	コード ISIC ②	事業種類 ③	投資条件 ④	管理レベル		関係法律 ⑦	担当機関 ⑧
				中央 ⑤	県 ⑥		
農林セクター							
1	—	植林のための国土の コンセッション (天然ゴムを除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人であること。</li> <li>関係機関から証明を受けたビジネスにおいて経験を有し、成功を収めていること。</li> <li>財務能力もしくは資金があり、国内外の金融機関からの証明を有すること。</li> <li>プロジェクトの可能性調査を経ていること。</li> <li>政府との間でMOUや契約を締結していること。</li> </ul>	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2007年12月24日付森林法 (No. 06/NA)</li> <li>2012年12月18日付環境保全法 (No. 29/NA)</li> <li>2013年10月21日付土地法 (No. 04/NA)</li> <li>2012年11月18日付リースコンセッション費に関する国家主席令 (No. 02/PS)</li> <li>2009年11月25日付国土のリースコンセッションに関する首相令 (No. 135/PM)</li> <li>2010年11月14日付工業植林森林産物への投資への可能性調査に関するガイドライン (No. 1643/DOF)</li> <li>関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林省</li> <li>その他関係機関及び地方政府</li> </ul>
2	—	灌木、食糧、工芸作物、 生薬その他の栽培のための 国家の土地のコンセッショ ンもしくはリース	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人であること。</li> <li>関係機関から証明を受けたビジネスにおいて経験と成功を収めていること。</li> <li>財務能力もしくは資金があり、国内外の金融機関からの証明を有すること。</li> <li>プロジェクトの可能性調査を経ていること。</li> <li>政府との間でMOUや契約を締結していること</li> <li>法律及び関連規定が定めたその他の事項に従って実施すること。</li> </ul>	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>1998年10月10日付農業法 (No. 01/98/NA)</li> <li>2012年12月18日付環境保全法 (No. 29/NA)</li> <li>2003年10月21日付土地法 (No. 04/NA)</li> <li>2012年11月18日付リースコンセッション費に関する国家主席令 (No. 02/PS)</li> <li>2009年11月25日付国土のリースコンセッションに関する首相令 (No. 135/PM)</li> <li>2017年7月7日付農業事業の管理に関するガイドライン (No. 1393/DOA)</li> <li>関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林省</li> <li>その他関係機関及び地方政府</li> </ul>
			A) 土地面積 151ha 以上の場合 B) 土地面積 150ha 以下の場合		✓		

3	—	果樹栽培のための国家の土地のリース又はコンセッション	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人であること。</li> <li>関係機関から証明を受けたビジネスにおいて経験と成功を収めていること。</li> <li>財務能力もしくは資金があり、国内外の金融機関からの証明を有すること。</li> <li>プロジェクトの可能性調査を経ていること。</li> <li>政府との間でMOUや契約を締結していること。</li> <li>法律及び関連規定が定めたその他の事項に従って実施すること。</li> </ul>	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>1998年10月10日付農業法(No. 01/98/NA)</li> <li>2012年12月18日付環境保全法(No. 29/NA)</li> <li>2003年10月21日付土地法(No. 04/NA)</li> <li>2012年11月18日付リースコンセッション日に関する国家主席令(No. 02/PS)</li> <li>2009年11月25日付国土のリースコンセッションに関する首相令(No. 135/PM)</li> <li>2017年7月7日付農業事業の管理に関するガイドライン(No. 1393/DOA)</li> <li>関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林省</li> <li>その他関係機関及び地方政府</li> </ul>
			A) 土地面積 151ha 以上の場合 B) 土地面積 150ha 以下の場合		✓		
4	—	畜産のための国家土地のリース又はコンセッション 例えば、ラクダ飼育、ダチョウ飼育、蜂、燕、蛇、海老、ワニ、分類に属していない淡水魚及びその他の動物の養殖	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人であること。</li> <li>土地、資本、事務所、建設物、道具、器具、車両など適度に保有すること。</li> <li>専門学校レベル以上のレベルの畜産もしくは実務経験を備えた証明書を有する獣医の知識を保有する技術者を有すること。獣医事業では、獣医協会からの証明を有する獣医もしくは獣看護師であること。</li> <li>関係セクターや地方政府からの合意を得ること。</li> <li>法律及び関連規定が定めたその他の事項に従って実施すること。</li> </ul>	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2016年11月11日付畜産獣医法(No. 01/98/NA)</li> <li>2012年12月18日付環境保全法(No. 29/NA)</li> <li>2003年10月21日付土地法(No. 04/NA)・2012年12月18日付環境保全法(No. 29/NA)</li> <li>2012年11月18日付リースコンセッション費に関する国家主席令(No. 02/PS)</li> <li>2009年11月25日付国土のリースコンセッションに関する首相令(No. 135/PM)</li> <li>2013年2月6日付ラオスのファーム事業管理に関する合意(No. 0209/MAF)</li> <li>関係法律及び規則。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林省</li> <li>その他関係機関及び地方政府</li> </ul>
			A) 土地面積 151ha 以上の場合 B) 土地面積 150ha 以下の場合		✓		
鉱物採掘・加工セクター							
5	—	建築・工業のための鉱物採掘	政府との契約が必要である。	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2017年11月3日付鉱物法(No. 31/NA)</li> <li>2012年12月18日付環境保全法(No. 29/NA)</li> <li>20013年10月21日付土地法(No. 04/NA)</li> <li>関係法律及び規則。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー鉱山省</li> <li>その他関係機関及び地方政府</li> </ul>
			A) 採掘は 10 万立方メートル/年以上 B) 採掘は 10 万立方メートル/年以下		✓		

6	—	鉱物採掘と加工事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人であること。</li> <li>関係機関から証明を受けたビジネスにおいて経験と成功を収めていること。</li> <li>財務能力もしくは資金があり、国内外の金融機関からの証明を有すること。</li> <li>プロジェクトの可能性調査、採掘・加工計画、閉山計画をエネルギー鉱山省からの承認を得ていること。</li> <li>環境、社会、自然影響評価を作成し、天然資源環境省からの承認を得ていること。</li> <li>鉱物採掘と加工の専門家及び経験を有すること。</li> <li>政府との間で MOU や契約を締結していること。</li> <li>法律及び関連規定が定めたその他の事項に従って実施すること。</li> </ul>	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2017年11月3日付鉱物法 (No. 31/NA)</li> <li>2012年12月18日付環境保全法 (No. 29/NA)</li> <li>2003年10月21日付土地法 (No. 04/NA)</li> <li>関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー鉱山省</li> <li>その他関係機関及び地方政府</li> </ul>
7	—	原油とガスの調査採掘	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人であること。</li> <li>関係機関から証明を受けたビジネスにおいて経験と成功を収めていること。</li> <li>財務能力もしくは資金があり、国内外の金融機関からの証明を有すること。</li> <li>原油およびガスの技術専門家及び経験を有すること。</li> <li>政府との間で MOU や契約を締結していること</li> <li>法律及び関連規定が定めたその他の事項に従って実施すること。</li> </ul>	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2017年11月3日付鉱物法 (No. 31/NA)</li> <li>2012年12月18日付環境保全法 (No. 29/NA)</li> <li>2003年10月21日付土地法 (No. 04/NA)</li> <li>関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー鉱山省</li> <li>その他関係機関及び地方政府</li> </ul>
電力エネルギーセクター							
8	—	特定の電力生産事業(水力、石炭、風力、太陽光、廃棄物、その他)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人であること。</li> <li>関係機関から証明を受けたビジネスにおいて経験と成功を収めていること。</li> <li>財務能力もしくは資金があり、国内外の金融機関からの証明を有すること。</li> <li>プロジェクトの可能性調査を経ていること。</li> <li>政府との間で MOU や契約を締結していること。</li> <li>技術専門家や経験を有すること。</li> <li>法律及び関連規定が定めたその他の事項に従って実施すること。</li> </ul>	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2017年5月9日付電力法 (No. 19/NA)</li> <li>2012年12月18日付環境保全法 (No. 29/NA)</li> <li>2003年10月21日付土地法 (No. 04/NA)</li> <li>関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー鉱山省</li> <li>その他関係機関及び地方政府</li> </ul>
			A) 5MW 以上 B) 5MW 以下		✓		
9	—	送電コンセッション	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人であること。</li> <li>関係機関から証明を受けたビジネスにおいて経験と成功を収めていること。</li> </ul>	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2017年5月9日付電力法 (No. 19/NA)</li> <li>2012年12月18日付環境保全法 (No. 29/NA)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー鉱山省</li> <li>その他関係機関及び地方政府</li> </ul>



			<ul style="list-style-type: none"> <li>• 財務能力もしくは資金があり、国内外の金融機関からの証明を有すること。</li> <li>• プロジェクトの可能性調査を経ていること。</li> <li>• 政府との間で MOU や契約を締結していること。</li> <li>• 技術専門家や経験を有すること。</li> <li>• 法律及び関連規定が定めたその他の事項に従って実施すること。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2013年10月21日付土地法 (No. 04/NA)</li> <li>• 関係法律及び規則</li> </ul>	
政府と民間の PPP 合弁事業							
10	—	政府と民間の PPP の形式で行われる建設、インフラ整備又は公共サービスの新規プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 法人であること。</li> <li>• 関係機関から証明を受けたビジネスにおいて経験と成功を収めていること。</li> <li>• 財務能力もしくは資金があり、国内外の金融機関からの証明を有すること。</li> <li>• プロジェクトの可能性調査を経ていること。</li> <li>• 技術専門家や経験を有すること。</li> <li>• 法律及び関連規定が定めたその他の事項に従って実施すること。</li> </ul>	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2016年11月17日付投資奨励法 (No. 14/NA)</li> <li>• 2003年10月21日付土地法 (No. 04/NA)</li> <li>• 2012年12月18日付環境保全法 (No. 29/NA)</li> <li>• 関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 計画投資省</li> <li>• 財務省</li> <li>• その他関係機関及び地方政府</li> </ul>
経済特区開発投資							
11	—	経済特区の設立(工業団地、輸出加工区、ICT 開発区、サービス貿易慣行区など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 法人であること。</li> <li>• 関係機関から証明を受けたビジネスにおいて経験と成功を収めていること。</li> <li>• 財務能力もしくは資金があり、国内外の金融機関からの証明を有すること。</li> <li>• プロジェクトの可能性調査を経ていること。</li> <li>• 政府との間で MOU や契約を締結していること。</li> <li>• SEZ の目的を明確に定めること。</li> <li>• 目的に適合した立地、面積、境界が明確であること。</li> <li>• コンセッション期間を明確に定めること。</li> <li>• 政府、開発社、住民の利益について明確に定めること。</li> <li>• 政府もしくは地方政府の管理下であり、政府、県の開発計画に沿っていること。</li> <li>• SEZ や県の治安維持を保証すること。</li> <li>• 持続的開発、環境保全、文化保全を保証すること。</li> </ul>	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2016年11月17日付投資奨励法 (No. 14/NA)</li> <li>• 2003年10月21日付土地法 (No. 04/NA)</li> <li>• 2012年12月18日付環境保全法 (No. 29/NA)</li> <li>• 2018年6月7日付経済特区に関する政府令 (No. 188/GOV)</li> <li>• 関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 計画投資省</li> <li>• その他関係機関及び地方政府</li> </ul>
様々な事業のための国土のリースとコンセッション							

12	—	インフラ開発、公益事業、建物の建設、サービスのための国土のリースコンセッション 例えば:ショッピングセンター、ホテル、ゲストハウス、レストラン、公園、学校、病院、市場、運輸ステーション、その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人であること。</li> <li>関係機関から証明を受けたビジネスにおいて経験と成功を収めていること。</li> <li>財務能力もしくは資金があり、国内外の金融機関からの証明を有すること。</li> <li>プロジェクトの可能性調査を経ていること。</li> <li>政府との間で MOU や契約を締結していること。</li> <li>法律及び関連規定が定めたその他の事項に従って実施すること。</li> </ul>	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2016年11月17日付投資奨励法(No. 14/NA)</li> <li>2003年10月21日付土地法(No. 04/NA)</li> <li>2012年12月18日付環境保全法(No. 29/NA)</li> <li>2012年11月18日付リースコンセッション日に関する国家主席令(No. 02/PS)</li> <li>2009年11月25日付国土のリースコンセッションに関する首相令(No. 135/PM)</li> <li>関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>天然資源環境省</li> <li>その他関係機関及び地方政府</li> </ul>
			A) 土地面積が 15ha-10000ha/1 事業 B) 15ha 以下の面積		✓		
13	—	鉄道乗客、商品輸送の建設事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人であること。</li> <li>プロジェクトの経済社会環境可能性調査を経ること。</li> <li>国民議会の承認を得ること。</li> <li>法律及び関連規定が定めたその他の事項に従って実施すること。</li> </ul>	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2009年11月26日付建築法(No. 05/NA)</li> <li>2003年10月21日付土地法(No. 04/NA)</li> <li>2012年12月18日付環境保全法(No. 29/NA)</li> <li>関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共事業運輸省</li> <li>その他関係機関及び地方政府</li> </ul>
14	—	パイプラインの建設と輸送事業	関係機関の規則に従って実施すること。	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2009年11月26日付建築法(No. 05/NA)</li> <li>2003年10月21日付土地法(No. 04/NA)</li> <li>2012年12月18日付環境保全法(No. 29/NA)</li> <li>関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共事業運輸省</li> <li>その他関係機関及び地方政府</li> </ul>
15	—	国家レベルの自然、文化、歴史観光地開発プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人であること。</li> <li>財務能力もしくは資金があり、国内外の金融機関からの証明を有すること。</li> <li>総資本金の30%以上の登録資本金を有すること。</li> <li>プロジェクトの可能性調査を経ていること。</li> </ul>	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2013年7月24日付観光法(No. 32/NA)</li> <li>2012年12月18日付環境保全法(No. 29/NA)</li> <li>2003年10月21日付土地法(No. 04/NA)</li> <li>2012年11月18日付リースコンセッション費に関する国家主席令(No. 02/PS)</li> <li>2009年11月25日付国土のリースコンセッションに関する首相令(No. 135/PM)</li> <li>関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報文化観光省</li> <li>その他関係機関及び地方政府</li> </ul>
			A) 外国投資は中央への申請 B) 国内投資は県への申請		✓		
		地方レベルの自然、文化、歴史観光地開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人であること。</li> <li>地方レベルの自然、文化、歴史観光地開発事業はラオス人に限定すること。</li> <li>財務能力もしくは資金があり、国内外の金融機関からの証明を有すること。</li> <li>総資本金の30%以上の登録資本金を有すること。</li> <li>プロジェクトの可能性調査を経ていること。</li> </ul>		✓		

【※日本アセアンセンター 参考和訳】

16	—	スポーツのための国土コン セッション・リース	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人であること。</li> <li>関係機関から証明を受けたビジネスにおいて経験と成功を収めていること。</li> <li>財務能力もしくは資金があり、国内外の金融機関からの証明を有すること。</li> <li>プロジェクトの可能性調査を経ていること。政府との間でMOUや契約を締結していること。</li> <li>法律及び関連規定が定めたその他の事項に従って実施すること。</li> </ul>	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2012年7月6日付スポーツ運動法(No. 15/NA)</li> <li>2013年10月21日付土地法(No. 04/NA)</li> <li>2012年11月18日付リースコンセッション費に関する国家主席令(No. 02/PS)</li> <li>2009年11月25日付国土のリースコンセッションに関する首相令(No. 135/PM)</li> <li>関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育スポーツ省</li> <li>その他関係機関及び地方政府</li> </ul>
			A) 土地面積が 30ha-10,000ha/プロジェクト B) 土地面積が 30ha 未満				
政府の各所有権の使用に関連するサービス							
17	—	空港の建設と地上サービス	関係機関の規則に従って実施すること。	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2018年6月26日付民間航空法(No. 53/NA)</li> <li>2009年11月26日付建築法(No. 05/NA)</li> <li>2003年10月21日付土地法(No. 04/NA)</li> <li>2012年12月18日付環境保全法(No. 29/NA)</li> <li>関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共事業運輸省</li> <li>その他関係機関及び地方政府</li> </ul>
18	—	港の建設と港の運営サービス	関係機関の規則に従って実施すること。	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2009年11月26日付建築法(No. 05/NA)</li> <li>2003年10月21日付土地法(No. 04/NA)</li> <li>2012年12月18日付環境保全法(No. 29/NA)</li> <li>関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共事業運輸省</li> <li>その他関係機関及び地方政府</li> </ul>
19	3600	取水、上水の生産、水道の供給	関係機関の規則に従って実施すること。	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2009年11月26日付建築法(No. 05/NA)</li> <li>2012年12月18日付環境保全法(No. 29/NA)</li> <li>関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共事業運輸省</li> <li>その他関係機関及び地方政府</li> </ul>
20	—	輸送事業、例えばロジスティック、ドライポート	関係機関の規則に従って実施すること。	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2012年12月12日付陸上輸送法(No. 24/NA)</li> <li>2012年12月18日付複合輸送法(No. 28/NA)</li> <li>2003年10月21日付土地法(No. 04/NA)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共事業運輸省</li> <li>その他関係機関及び地方政府</li> </ul>

【※日本アセアンセンター 参考和訳】

						<ul style="list-style-type: none"> <li>2012年12月18日付 環境保全法 (No. 29/NA)</li> <li>関係法律及び規則</li> </ul>	
21	6 1 1 0	<p>有線通信事業 この ISIC では以下の場合のみに適用する。</p> <p>A) 国家の有線高速ブロードバンドサービス (National Fixed Broadband transmission)</p> <p>B) 一般向けのサーキットのリースサービス (Public Lease Circuit)</p> <p>C) 組織専用のサーキットのリースサービス (Private Lease Circuit)</p> <p>D) 固有ネットワークを持っていない者向けのサービス (Virtual Network Operator)</p> <p>E) 国際窓口のサービス (International Gateway)</p> <p>F) 携帯電話サービス (Mobile Phone Service)</p> <p>G) リースラインサービス (Leased Line Service)</p>	関係機関の規則に従って実施すること。	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2011年12月21日付通信法 (No. 09/NA)</li> <li>関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便通信ネットワーク省</li> <li>その他関係機関及び地方政府</li> </ul>
22	6 1 2 0	<p>無線通信事業 この ISIC は以下の場合のみ適用する。</p> <p>A) 固有ネットワークを持っていない者向けのサービス (Mobile Virtual Network Operation)</p> <p>B) 国家の有線高速ブロードバンドサービス (National Mobile Broadband Transmission)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人であること。</li> <li>資金が安定していること。</li> <li>事業実施計画、拡大計画、マーケット計画を有すること。</li> <li>法律及び関連規定が定めたその他の事項に従って実施すること。</li> </ul>	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2011年12月21日付通信法 (No. 09/NA)</li> <li>関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便通信ネットワーク省</li> <li>その他関係機関及び地方政府</li> </ul>
23	6 1 3 0	衛星通信事業	関係機関の規則に従って実施すること。	✓		<ul style="list-style-type: none"> <li>2011年12月21日付通信法 (No. 09/NA)</li> <li>2016年8月23日付 衛星通信に関する合意 (No. 2507/MPCN)</li> <li>関係法律及び規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便通信ネットワーク省</li> <li>その他関係機関及び地方政府</li> </ul>